

評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、評議員の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 評議員のうち評議員会に出席した評議員に報酬を支給する。

(支給額)

第3条 評議員会に出席した評議員に、源泉徴収額を差し引いた、日額 5,000 円を支給する。

(支給日)

第4条 評議員報酬は、評議員会開催日に支払い、それに対する源泉徴収額を法人が税務署に支払うこととする。

(改正)

第5条 この規程の改正は、理事会の決議を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

役員報酬規程

(目的)

第4条 この規程は、役員報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第5条 役員のうち理事会及び行事等に出席した役員に報酬を支給する。

2、 業務を執行した理事長・業務執行理事に報酬を支給する。

(支給額)

第6条 理事会に出席した役員に、源泉徴収額を差し引いた、日額5,000円を支ずる。

2、 法人において業務を執行した理事長・業務執行理事に、源泉徴収額を差し引いた、月額200,000円とする。

(支給日)

第6条 役員報酬は、理事会開催日、及び業務執行月に支払い、それに対する源泉徴収額を法人が税務署に支払うこととする。

2、 業務を執行した理事長・業務執行理事の報酬は、一ヶ月単位でまとめ、毎月25日に支払うこととする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、理事会の決議を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。